

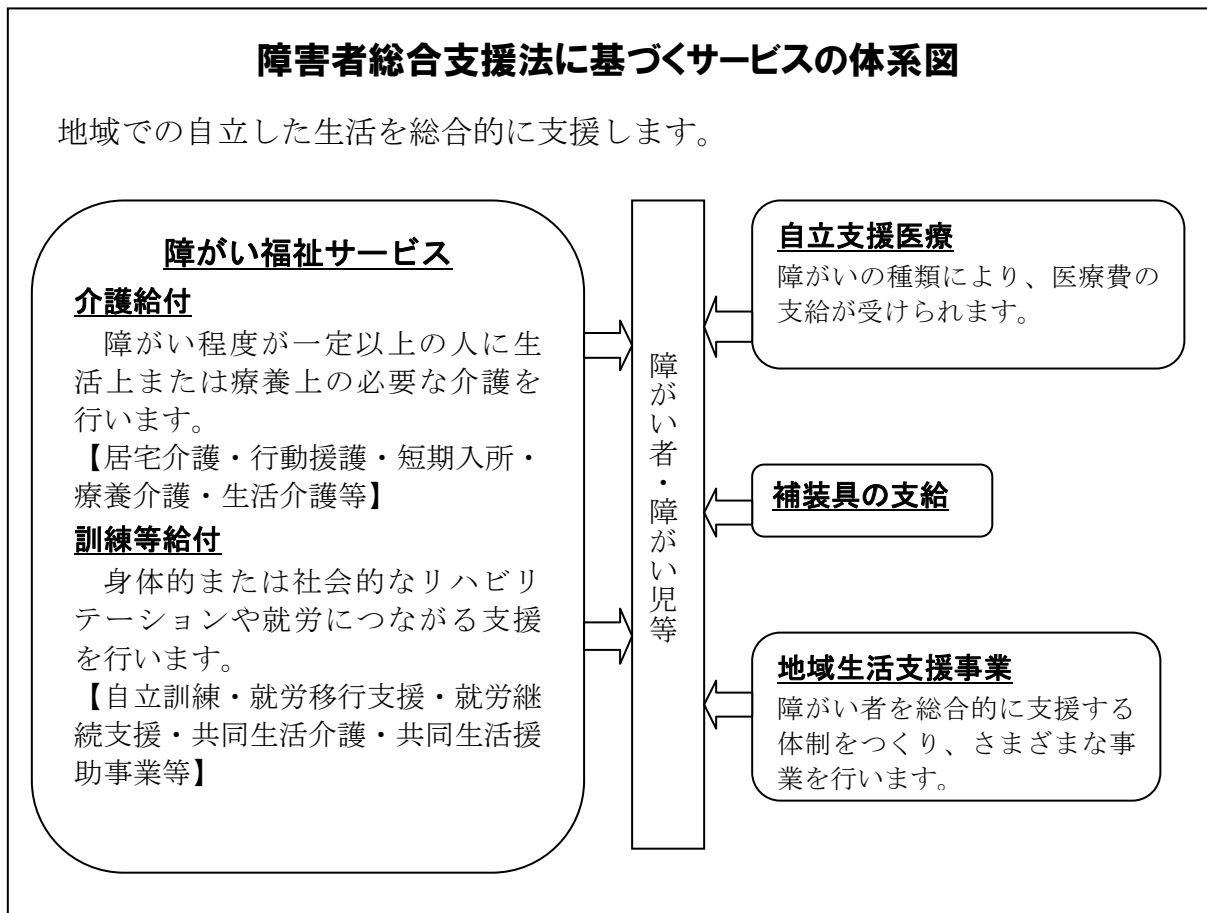
1 障害者総合支援法について

○ 障害者総合支援法とは

障害者総合支援法（正式法律名、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）は、日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として、平成25年4月から、法律名が変更され新たに施行された制度です。

○ サービス給付の対象となる方

- ・身体障がい者（児）（身体障害者手帳をお持ちの方）
- ・知的障がい者（児）（療育手帳をお持ちの方など）
- ・精神障がい者（児）等（精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、自立支援医療（精神通院）を受給されている方等）
- ・難病患者（資料16 ページ障害者総合支援法の対象疾患一覧に該当する方）



* 市町村障がい福祉計画では、障がい福祉サービス、地域生活支援事業と相談支援事業についての数値目標等を策定しています。